第150回大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

1 日時・場所

平成26年1月20日(月)10:00~11:40 県庁10階 特1会議室

2 出席者

(1)委員

柳瀬会長、伊藤委員、大枝委員、本間委員、久保委員、 高田委員、川添委員、渡邉委員、北澤委員

(2)事務局

商工部中小企業振興課

3 審議事項

- (1)「(仮称) ドラッグコスモス豊前八屋店」の新設届出
- (2)「スーパーセンタートライアル小竹店」の新設届出
- (3)「(仮称) ドラッグコスモス吉富町広津店」の新設届出
- (4)「ダイレックス三潴店」の新設届出
- (5)「(仮称) ドラッグコスモス瀬高店」の新設届出
- (6)「レッドキャベツ甘木店」の新設届出
- (7)「(仮称) ドラッグコスモス春日宝町店」の新設届出

4 議事要旨

- (1)「(仮称) ドラッグコスモス豊前八屋店」の新設届出について、事務局から届出及び前回審議の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から3回目の審議を行った。 施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (2)「スーパーセンタートライアル小竹店」の新設届出について、事務局から届出及び前回審議の 概要、質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の 審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(3)「(仮称) ドラッグコスモス吉富町広津店」の新設届出について、事務局から届出及び前回審議の概要、質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(4)「ダイレックス三潴店」の新設届出について事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から夜間の騒音対策及び前面道路における安全対策について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。

(5)「(仮称) ドラッグコスモス瀬高店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、 店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から駐車場及び隣接する倉庫について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。

(6)「レッドキャベツ甘木店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から騒音対策、遮音壁の構造、廃棄物保管施設、専用入口の経路について質問があり、 事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。

(7)「(仮称) ドラッグコスモス春日宝町店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明 後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から騒音予測について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。 次回審議会において引き続き審議を行うこととした。